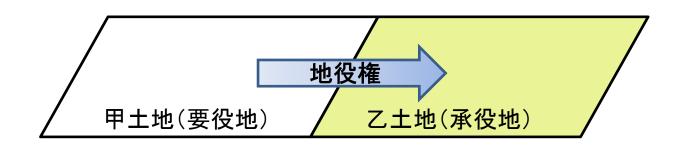
『通行地役権について』

司法書士木藤事務所

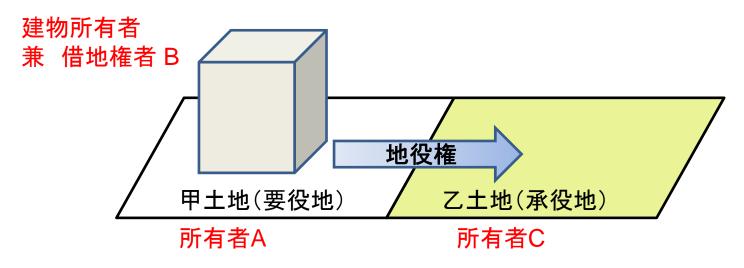


1. 地役権とは?



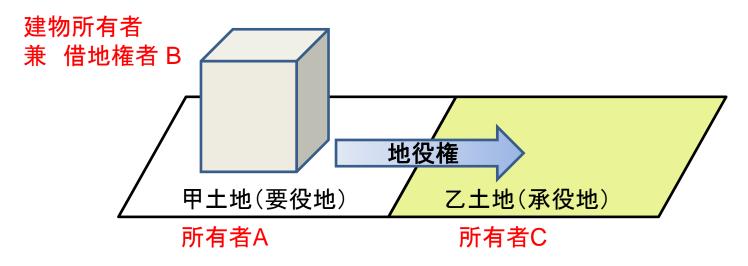
- ■地役権とは、自分の土地(要役地)の便益を向上させるために他人の土地(承役地)に 設定した権利を言います。
- ▶ 他人の土地を通行するために設定した地役権を特に「通行地役権」と言います。
- ▶ 地役権は権利を「人」に付与する概念ではなく、「土地(要役地)」に付与するイメージです。

2. 設定契約の当事者は誰か?



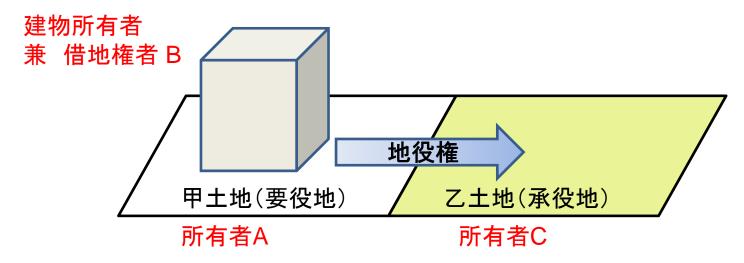
- ■地役権を設定される承役地については「土地所有者(C)」が、便益を受ける要役地については、「土地所有者(A)」又は「借地権者(B)」が設定契約の当事者となれます。
- ▶ 地役権は自分が使用している土地(要役地)の便益を向上させるために設定しますので、当該土地を使用する権利のある所有者や借地権者が契約 当事者となれます。
- ▶ 所有者Aが所有者Cと地役権設定契約を締結しても、この権利はAではなく土地(甲土地)に付与されますので、契約当事者ではない借地権者Bも乙土地を通行できるようになります。

3. 登記の申請人は誰か?



- ■地役権設定登記は、地役権設定契約の当事者双方が申請人となります。 但し、要役地の申請人は「登記された名義人」に限られます。
- ➢ 登記された名義人とは要役地の土地登記簿について、甲区に所有者として登記されているA、又は、乙区に借地権者として登記されているBを指します。
- ▶ 「登記されていない」借地権者Bは設定契約の当事者になれますが、地役権設定登記の申請人にはなれませんのでご注意下さい。

4. 登記必要書類とは?



■地役権設定登記には下記書類が必要となります。

要役地側(A又はB)	承役地側(C)
•委任状 •資格証明書	·所有権登記済証(登記識別情報) ·登記原因証明情報 ·委任状 ·印鑑証明書 ·資格証明書 ·評価証明書

登記業務とデューデリジェンス

司法書士木藤事務所

〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目14番5号 土屋ビル6階

TEL 03-5969-8472 FAX 03-5969-8473

E-mail kido@kidooffice.com

URL http://www.kidooffice.com/